

社労士会労働紛争解決センター静岡規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県社会保険労務士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第73条第1項の規定に基づき、会則第4条第1項第12号に規定する事業の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において個別労働関係紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

第2章 社労士会労働紛争解決センター静岡

(社労士会労働紛争解決センター静岡)

第3条 本会は、会則第4条第1項第12号の事業を実施するため、社労士会労働紛争解決センター静岡（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、個別労働関係紛争の当事者の一方又は双方からの申立てに基づき、特定社会保険労務士（社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた社会保険労務士をいう。以下同じ。）その他労働社会保険諸法令に精通する者があっせん委員（当該紛争の解決手続において和解の仲介を行う手続実施者をいう。以下同じ。）となり、当事者間の主張、説明等を聴取し、必要と判断したときは互譲を勧めるなどして和解の成立を図る手続（以下「あっせん手続」という。）を行う。

3 あっせん手続は、特定社会保険労務士の専門的な知見を活用し、個別労働関係紛争の迅速、簡便及び的確な解決を図るものでなければならない。

(業務を行う事務所)

第4条 センターの業務を行う事務所は、本会事務局に置く。

(センターの機関)

第5条 本会の会長（以下「会長」という。）は、第8条第1項に規定する運営委員のうちからセンター長及び副センター長をそれぞれ1人指名する。

- 2 センター長は、センターを代表し、その業務を統括する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

(センターの事務)

第6条 センターの業務に関する事務は、本会の事務局職員（以下「事務局職員」という。）が前条第1項に規定するセンター長の指揮監督を受けて行う。

第3章 運営委員会等

(運営委員会)

第7条 センターの業務について、迅速かつ適正な運営を確保するため、センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センターの業務の運営に関し、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) あっせん委員の候補者の選定に関する事項
 - (2) あっせん委員の忌避及び指名の取り消しに関する事項
 - (3) あっせん手続の苦情に関する事項
 - (4) あっせん手続の申立費用の減免に関する事項
 - (5) センターの業務の運営に関し会長から付託された事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務の運営に関し必要と認めた事項

- 3 運営委員会は、弁護士1人を含む7人以内の運営委員をもって構成する。

(運営委員)

第8条 運営委員（第11条第3項の規定により運営委員に指名された弁護士を除く。次項において同じ。）は、労務管理等の業務に精通し、個別労働関係法制に関し造詣が深い特定社会保険労務士のうちから、会長が任命する。

- 2 会則第18条の規定は、運営委員の任期について準用する。

(運営委員長等)

第9条 会長は、前条第1項に規定する運営委員のうちから、運営委員長及び副運営委員長をそれぞれ1人指名する。

- 2 運営委員長は、運営委員会を代表し、その会務を統括する。
- 3 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代理し、運営委員長が欠けたときはその職務を行う。

(招集等)

第10条 運営委員会は、運営委員長が必要があると認めるときに招集する。

- 2 運営委員会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、運営委員長の決すところによる。
- 4 運営委員会の決議について、特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができないものとし、第2項に規定する出席者の数にも算入しない。
- 5 運営委員長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。
- 6 会則第33条の規定は、前項に規定する書面により賛否を求める場合について準用する。

(弁護士の委嘱等)

第11条 会長は、センターが行うあっせん手続に関し助言等を行う弁護士1人を、静岡県弁護士会の推薦を得て委嘱する。この場合において、あっせん手続の申立件数が増加すると見込まれるときは、2人以上の弁護士を委嘱することができる。

- 2 委嘱された弁護士の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された弁護士の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、第1項の規定により委嘱された弁護士（2人以上の弁護士を委嘱したときはあらかじめ会長が指定する者1人）を、第7条第3項に規定する運営委員として指名するものとする。

第4章 あっせん委員候補者

(あっせん委員候補者)

第12条 あっせん委員候補者（弁護士を除く。）は、特定社会保険労務士（本会の会員に限る。）であって、個別労働関係紛争の解決について実務経験又は解決能力を有すると認められるもののうちから、運営委員会が選定し、会長が任命する。

- 2 前条の規定にかかわらず、第8条に規定する運営委員は、あっせん委員候補者になることができない。
- 3 会則第18条の規定は、あっせん委員候補者の任期について準用する。
- 4 事務局職員は、候補者名簿（第1項の規定により任命されたあっせん委員候補者の氏名、住所その他の事項を記載した名簿をいう。）を調製して、センターの業務を行う事務所に備え置くものとする。

第5章 秘密保持

(あっせん手続の非公開)

第13条 あっせん手続は、公開しない。ただし、当事者双方の同意を得たときは、終了したあっせん手続の概要（紛争の当事者及び関係者の氏名又は名称並びに事案の内容が具体的に特定

できないようにすることその他の紛争の当事者及び関係者の秘密の保持に配慮した措置を講じたものに限る。)について、センターが主催する研修及び学術研究に活用し、並びにあっせん手続の広報活動を行うことを目的とする場合に限り、印刷物の配布その他の方法により公表することができる。

(秘密を守る義務)

第14条 本会の役員及び事務局職員(臨時的に任用された者を含む。)、並びに運営委員及びあっせん委員(あっせん委員候補者を含む。)は、センターの業務に関して知り得た秘密を一切他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に掲げる者は、その職に就任後、速やかに前項の規定を遵守する旨を誓約した書面を作成し、会長に提出しなければならない。

第6章 会計

(費用等)

第15条 センターは、あっせん手続の実施に関して、紛争の当事者から費用その他の実費を徴収することができる。

2 前項に規定する費用その他の実費の額、支払方法その他費用の支払いに関し必要な事項は、別に規程で定める。

(謝金等)

第16条 センターは、あっせん委員及び第11条第1項の規定により委嘱された弁護士に謝金及び交通費を支払うものとする。

2 センターは、運営委員が、運営委員会の会議に出席したときその他当該業務に従事したときは、日当及び交通費を支払うものとする。

3 前2項に規定する謝金、日当及び交通費の額その他謝金等の支払いに関し必要な事項は、別に規程で定める。

(経理)

第17条 センターの運営に係る収入支出は、本会の経理上明確に区分し、運営費用は、第15条に規定する費用その他の実費、本会の会計からの繰入金、寄附金その他の収入をもって充てる。

第7章 雑則

(不当な影響の排除)

第18条 本会の役員は、あっせん委員に対し、法令、この規程その他のあっせん手続に関する

定めを遵守させる場合のほかは、あっせん委員があっせん手続の実施に当たり独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。

- 2 センター長は、本会の役員に対し、当該役員の就任後、速やかに前項の規定の趣旨及び同項に規定する義務を遵守すべき旨を説明するほか、運営委員、あっせん委員候補者、及び事務局職員に前項の規定の趣旨を周知することその他の措置を講じなければならない。

(掲示)

第19条 センター長は、センターの事務所に、あっせん手続に関する事項を記載した書面を掲示し、又はこれを記載した冊子を備え置き、紛争の当事者等が常時閲覧することができるようにするものとする。

(苦情の取扱い)

第20条 あっせん手続に関する苦情の申出は、センターにおいて受付けるものとする。

- 2 苦情の取扱いに関し必要な事項は、別に規程で定める。

(委任)

第21条 この規程に規定するもののほか、あっせん手続の実施に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程を改正し、又は廃止するときは、本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年12月24日から施行する。
- 2 あっせん手続の業務は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を受けて行うものとする。
- 3 本会は、社会保険労務士法第2条第1項第1号の6に規定する厚生労働大臣の指定を受けるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行する